

消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて（平成 12 年 1 月 7 日社援地第 1 号）

新旧対照表

新	旧
<p><第 2 条（名称）関係></p> <p>1 （略）</p> <p>2 組合の「名称」は、設立登記及び変更登記事項とされている（法第 7 4 条第 2 項第 1 号、第 7 5 条第 1 項）。</p> <p>（1）組合の設立の登記</p> <p><u>組合の設立をした場合には、出資第 1 回の払込みがあった日から 2 週間以内に主たる事務所の所在地において次の事項を登記しなければならない（法第 7 4 条）。</u></p> <p>ア 事業</p> <p>イ 名称</p> <p>ウ 地域又は職域</p> <p>エ 事務所の所在地</p> <p>オ 出資 1 口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額</p> <p>カ 存立時期を定めたときは、その時期</p> <p>キ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格</p> <p>ク 公告方法</p> <p>ケ 公告方法として、電子公告を定款に定めた場合は、法令</p>	<p><第 2 条（名称）関係></p> <p>1 （略）</p> <p>2 組合の「名称」は、設立登記及び変更登記事項とされている（法第 7 4 条第 2 項第 1 号、第 7 5 条第 1 項）。</p> <p>（1）組合の設立の登記</p> <p><u>組合の設立をした場合には、出資第 1 回の払込みがあった日から 2 週間以内に主たる事務所の所在地において次の事項を登記しなければならない、その登記をした後 2 週間以内に従たる事務所の所在地において同じ事項を登記しなければならない（法第 7 4 条）。</u></p> <p>ア 事業</p> <p>イ 名称</p> <p>ウ 地域又は職域</p> <p>エ 事務所の所在地</p> <p>オ 出資 1 口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額</p> <p>カ 存立時期を定めたときは、その時期</p> <p>キ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格</p> <p>ク 公告方法</p> <p>ケ 公告方法として、電子公告を定款に定めた場合は、法令</p>

で定める事項

なお、組合の設立登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第1回の払込みのあったことを証する書面及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない、新設合併による組合の設立の登記の申請書には、上記の書面のほか、新設合併契約の承認があったことを証する書面、債権者に対する公告及び催告をしたこと、もし異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面並びに新設合併消滅組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならないこととされている （法第85条、第88条）。

(2) 組合の変更の登記

（1）の事項中オを除く事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地において2週間以内に変更の登記をしなければならない、オの事項に変更を生じたときは、毎事業年度末現在により事業年度終了後、主たる事務所の所在地において4週間以内に変更の登記をすることができることとされている（法第75条）。

なお、（削除）（1）に掲げる設立登記事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない、出資1口の金額の減少又は組合の吸収合併による変更の登

で定める事項

なお、組合の設立登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第1回の払込みのあったことを証する書面及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない、新設合併による組合の設立の登記の申請書には、上記の書面のほか、（追加）債権者に対する公告及び催告をしたこと、もし異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面並びに新設合併消滅組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならないこととされている （法第83条）。

(2) 組合の変更の登記

（1）の事項中オを除く事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に変更の登記をしなければならない、オの事項に変更を生じたときは、毎事業年度末現在により事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては4週間以内に、従たる事務所の所在地においては5週間以内に変更の登記をすることができることとされている（法第75条）。

なお、組合の事務所の新設又は事務所の移転その他（1）に掲げる設立登記事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する議事録などの書面を添付しなけ

記の申請書には、上記の書面のほか、債権者に対する公告及び催告をしたこと、もし異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資1口の金額の減少若しくは吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付し、さらに組合の合併による変更登記の申請書には、合併によって消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書も添付しなければならないこととされている。（法第86条、第87条）。

（削除）

（3） （略）

3 （略）

<第3条（事業）関係>

1 （略）

2 組合の「事業」は、設立登記及び変更登記事項とされている（法第74条第2項第1号、第75条第1項）が、これについては、第2条（解説）2を参照のこと。

3 （略）

4 組合員に供給する物資の品目及び組合員に利用させる協同施

ればならず、出資1口の金額の減少又は組合の吸収合併による変更の登記の申請書には、上記の書面のほか、債権者に対する公告及び催告をしたこと、もし異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資1口の金額の減少若しくは吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付し、さらに組合の合併による変更登記の申請書には、合併によって消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書も添付しなければならないこととされている。（法第85条）。

（3）組合の登記は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所になるものとされている（法第82条）。

（4） （略）

3 （略）

<第3条（事業）関係>

1 （略）

2 組合の「事業」は、設立登記及び変更登記事項とされている（法第74条第2項第1号、第77条第1項）が、これについては、第2条（解説）2を参照のこと。

3 （略）

4 組合員に供給する物資の品目及び組合員に利用させる協同施

設の種類については定款において明確に規定すべきであるが、特に本条においては規定せず、第62条において規定することとしたのは、本条において物資の品目及び協同施設の種類を規定した場合には、それらの事項の変更については、そのつど変更登記をしなければならない(法第75条第1項)が、第62条において規定すれば、このような変更について総(代)会の議決及び行政庁の認可は必要としても、事業の変更登記までは必要なく、そのための煩雑な事務処理が省略できるからである。

5～8 (略)

<第4条(区域)関係>

1 (略)

2 組合の「区域」は、設立登記及び変更登記事項とされている(法第74条第2項第1号、[第75条第1項](#))が、これについては、第2条(解説)2を参照のこと。

3・4 (略)

<第5条(事務所の所在地)関係>

1 (略)

2 組合の「事務所の所在地」は、設立登記及び変更登記事項とされている(法第74条第2項第2号、[第75条第1項](#))が、これについては、第2条(解説)2を参照のこと。

3～6 (略)

設の種類については定款において明確に規定すべきであるが、特に本条においては規定せず、第62条において規定することとしたのは、本条において物資の品目及び協同施設の種類を規定した場合には、それらの事項の変更については、そのつど変更登記をしなければならない(法第77条第1項)が、第62条において規定すれば、このような変更について総(代)会の議決及び行政庁の認可は必要としても、事業の変更登記までは必要なく、そのための煩雑な事務処理が省略できるからである。

5～8 (略)

<第4条(区域)関係>

1 (略)

2 組合の「区域」は、設立登記及び変更登記事項とされている(法第74条第2項第1号、[第77条第1項](#))が、これについては、第2条(解説)2を参照のこと。

3・4 (略)

<第5条(事務所の所在地)関係>

1 (略)

2 組合の「事務所の所在地」は、設立登記及び変更登記事項とされている(法第74条第2項第2号、[第77条第1項](#))が、これについては、第2条(解説)2を参照のこと。

3 (略)

4 組合が主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、2週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては設立登記事項（第2条（解説）2（1）を参照のこと。）を登記しなければならないものである。（削除）（法第76条）。

5・6 （略）

（削除）

<第15条（出資）関係>

4 組合が主たる事務所を（追加）移転したときは、2週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては設立登記事項（第2条（解説）2（1）を参照のこと。）を登記しなければならないものである。なお、同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもって足りるとされている（法第76条）。

5・6 （略）

7 組合が成立後、従たる事務所を新たに設けたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内にその旨を登記し、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に設立登記事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては3週間以内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。なお、主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことのみを登記すれば足りるとされている（法第75条）。

また、組合が従たる事務所を移転したときは、旧所在地において3週間以内に移転の登記をし、新所在地においては4週間以内に設立登記事項（第2条（解説）2（1）を参照のこと。）を登記しなければならないものである。なお、同一の登記所の管轄区域内において従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもって足りるとされている（法第76条）。

<第15条（出資）関係>

1 組合は、その行う事業のためには相応の資金を必要とする。この資金は、組合が組合員による人と人との結合体である以上、寄付や借入金をできうる限り排し、組合員自らの資金によるべきであるといえるのであって、そのため、第7条及び第8条において、組合は全ての組合員から1口以上の出資を求め、それを組合加入の条件にしているのである。

なお、全組合員の出資の総口数及び払い込んだ出資の総額は、設立登記事項及び変更登記事項とされている（法第74条第2項第3号、[第75条第1項](#)）が、これについては、第2条（解説）2を参照のこと。

2・3 （略）

<第16条（出資1口の金額及びその払込み方法）関係>

1 「出資1口の金額及びその払込み方法」並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額は、設立登記事項及び変更登記事項とされている（法第74条第2項第3号、[第75条第1項](#)）が、これについては第2条（解説）2を参照のこと。

2～4 （略）

<第20条（役員）関係>

1・2 （略）

3 組合の代表権を有する理事の氏名及び住所は、設立登記及び変更登記事項とされている（法第74条第2項第5号、[第75条第](#)

1 組合は、その行う事業のためには相応の資金を必要とする。この資金は、組合が組合員による人と人との結合体である以上、寄付や借入金をできうる限り排し、組合員自らの資金によるべきであるといえるのであって、そのため、第7条及び第8条において、組合は全ての組合員から1口以上の出資を求め、それを組合加入の条件にしているのである。

なお、全組合員の出資の総口数及び払い込んだ出資の総額は、設立登記事項及び変更登記事項とされている（法第74条第2項第3号、[第77条第1項](#)）が、これについては、第2条（解説）2を参照のこと。

2・3 （略）

<第16条（出資1口の金額及びその払込み方法）関係>

1 「出資1口の金額及びその払込み方法」並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額は、設立登記事項及び変更登記事項とされている（法第74条第2項第3号、[第77条第1項](#)）が、これについては第2条（解説）2を参照のこと。

2～4 （略）

<第20条（役員）関係>

1・2 （略）

3 組合の代表権を有する理事の氏名及び住所は、設立登記及び変更登記事項とされている（法第74条第2項第5号、[第77条第](#)

1項が、これについては第2条（解説）2を参照のこと。なお、代表理事の選定や権限については、第29条を参照のこと。

4～6 （略）

<第29条（代表理事）関係>

1 代表理事の員数には法律上制限はなく、1人又は数人でも差し支えなく、理事会が選任に当たり適宜定めるものである。また、代表理事の変更については、理事会で選定後、主たる事務所の所在地において2週間以内に登記しなければならないものである（法第75条第1項）。

2～3 （略）

<第51条（総（代）会の議決事項）関係>

1 （略）

2 「定款の変更」とは、従来の規定の改廃のみでなく、新たな規定を追加する場合も含むものである。なお、この定款の変更は、組合員（総代）の半数以上が出席しその3分の2以上の多数による特別議決を必要とする事項（法第42条第1号）であり、また、この定款の変更は行政庁の認可を受けなければその効力を生ぜず（法第40条第4項）、更にこの定款変更が、組合の事業、名称、区域又は出資1口の金額の減少若しくはその払込みの方法等についてのものであるときは、変更登記事項とされているものである。（法第75条第1項）この登記については、第2条（解説）

1項が、これについては第2条（解説）2を参照のこと。なお、代表理事の選定や権限については、第29条を参照のこと。

4～6 （略）

<第29条（代表理事）関係>

1 代表理事の員数には法律上制限はなく、1人又は数人でも差し支えなく、理事会が選任に当たり適宜定めるものである。また、代表理事の変更については、理事会で選定後、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所においては3週間以内に登記しなければならないものである（法第77条第1項）。

2～3 （略）

<第51条（総（代）会の議決事項）関係>

1 （略）

2 「定款の変更」とは、従来の規定の改廃のみでなく、新たな規定を追加する場合も含むものである。なお、この定款の変更は、組合員（総代）の半数以上が出席しその3分の2以上の多数による特別議決を必要とする事項（法第42条第1号）であり、また、この定款の変更は行政庁の認可を受けなければその効力を生ぜず（法第40条第4項）、更にこの定款変更が、組合の事業、名称、区域又は出資1口の金額の減少若しくはその払込みの方法等についてのものであるときは、変更登記事項とされているものである。（法第77条第1項）この登記については、第2条（解説）

2 (2) を参照のこと。

3～10 (略)

<第76条(解散)関係>

1 (略)

2 組合が解散(合併及び破産による解散を除く。)したときは、清算人の申請により(行政庁の解散命令による解散の場合は行政庁の嘱託により)、主たる事務所の所在地において2週間以内に解散の事由を証する書面を添付して解散の登記をしなければならない(法第79条)。なお、登記に関しては、第2条(解説)2を参照のこと。

3～11 (略)

<第78条(公告の方法)関係>

1 (略)

2 「公告の方法」は、設立登記事項及び変更登記事項とされている(法第74条第2項第6号、第75条第1項)が、これについては、第2条(解説)2を参照のこと。

3 (略)

2 (2) を参照のこと。

3～10 (略)

<第76条(解散)関係>

1 (略)

2 組合が解散(合併及び破産による解散を除く。)したときは、清算人の申請により(行政庁の解散命令による解散の場合は行政庁の嘱託により)、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、解散の事由を証する書面を添付して解散の登記をしなければならない(法第79条)。なお、登記に関しては、第2条(解説)2を参照のこと。

3～11 (略)

<第78条(公告の方法)関係>

1 (略)

2 「公告の方法」は、設立登記事項及び変更登記事項とされている(法第74条第2項第6号、第77条第1項)が、これについては、第2条(解説)2を参照のこと。

3 (略)